
法第 2 1 条（大規模建築物の主要構造部）

法第 2 1 条第 1 項ただし書きの用途

法第 2 1 条第 1 項ただし書により令第 1 2 9 条の 2 の 3 第 2 項に規定する用途は建築物全体の用途とし、建築物の一部が倉庫又は自動車車庫の用途に供され、かつ、安全上及び防火上支障のないものは、令第 1 2 9 条の 2 の 3 第 2 項に規定する用途に該当しない。

法第 2 6 条（防火壁設置免除の準耐火建築物）

火災の発生のおそれが少ない用途である製陶工場

製陶工場のうち炉を有しないものについては、法第 2 6 条第 1 項第 2 号の「その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途」に該当するものとして扱う。

法第 2 7 条（準耐火建築物としなければならない特殊建築物）自動車修理工場

準耐火建築物とする自動車修理工場

法別表第 1（六）中、床面積の合計が 1 5 0 m²以上の自動車修理工場の用途に供する部分には、修理工場と一体に利用される作業場、事務室、休憩室、部品庫及び便所等の全てを含む。

法第28条、令第19条（用語の定義）

児童福祉施設等の分類

令第19条第1項の「児童福祉施設等」は、次のものである。

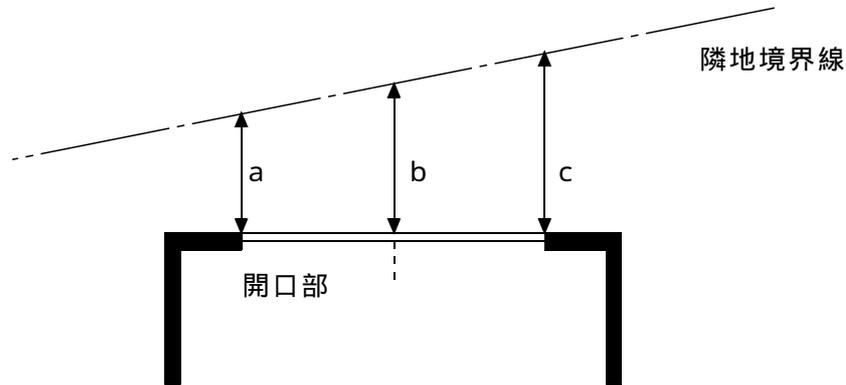
分類(令第19条第1項)	根拠法	施設名
児童福祉施設	児童福祉法 第7条 (各施設の目的は児童福祉法第36条～第44条の2による)	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童厚生施設 児童養護施設 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター
助産所	医療法 第2条第1項	助産所
身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)	身体障害者福祉法 第5条第1項 (各施設の目的は身体障害者福祉法第31条及び第33条による)	身体障害者福祉センター 盲導犬訓練施設
保護施設(医療保護施設を除く)	生活保護法 第38条第1項 (各施設の目的は生活保護法第38条第2項～第6号による)	救護施設 更正施設 授産施設 宿所提供施設
婦人保護施設	売春防止法 第36条	婦人保護施設
老人福祉施設	老人福祉法 第5条の3 (各施設の目的は老人福祉法第20条の2の2～第20条の7の2による)	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター
有料老人ホーム	老人福祉法 第29条第1項	有料老人ホーム
母子保健施設	母子保健法 第22条	母子保健センター
障害者支援施設	障害者自立支援法 第5条第12項	
地域活動支援センター	障害者自立支援法 第5条第21項	
福祉ホーム	障害者自立支援法 第5条第22項	
障害者福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設	障害者自立支援法 第5条第1項	

法第 28 条（採光）

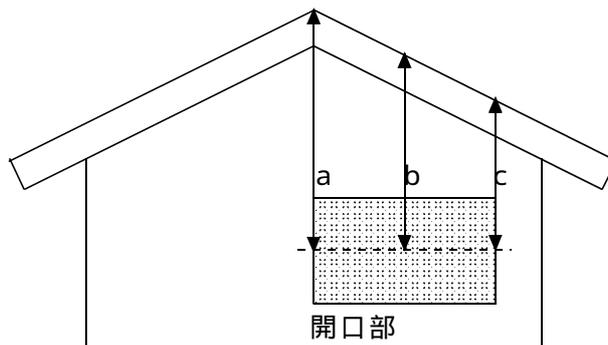
採光規定における採光関係比率及び採光補正係数の導き方

1. 及び 2. の場合、水平距離及び垂直距離を b として、採光関係比率を算出すること。

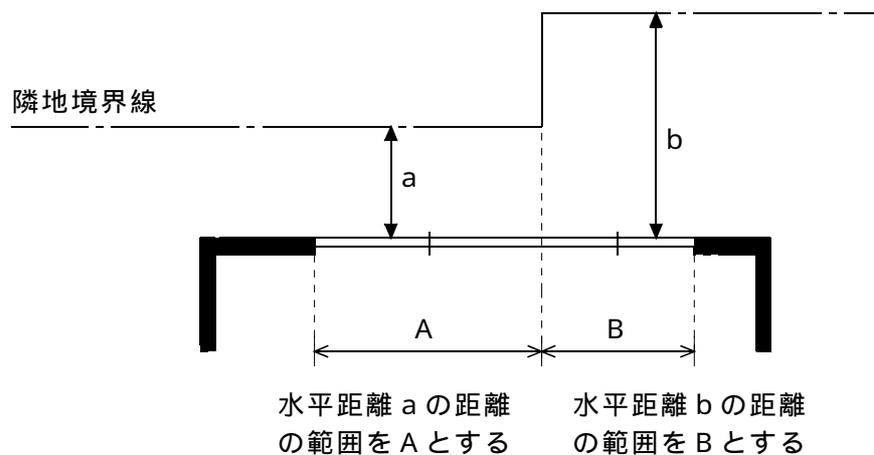
1.



2.



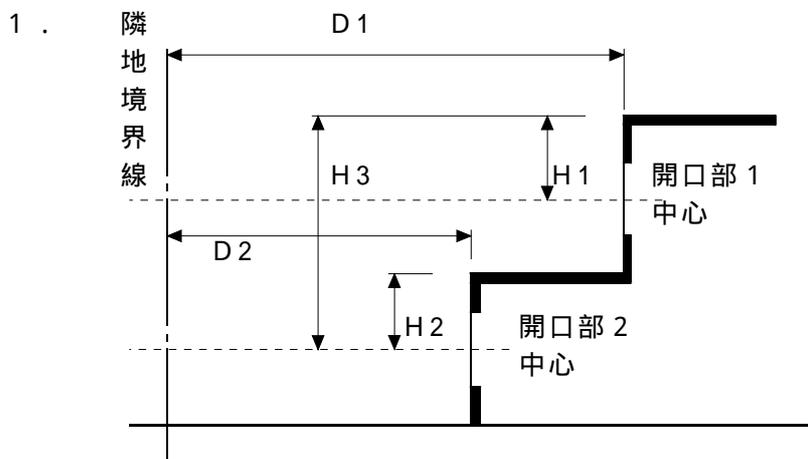
3.



上図のような開口部の場合、上記 1. から a の水平距離により採光補正係数を求めることとする。ただし、採光補正係数算出結果が 0 以下となる場合は、 A の範囲は開口部がないものとみなし、 B の範囲を開口部として水平距離 b を用いて採光補正係数を求めることが考えられる。

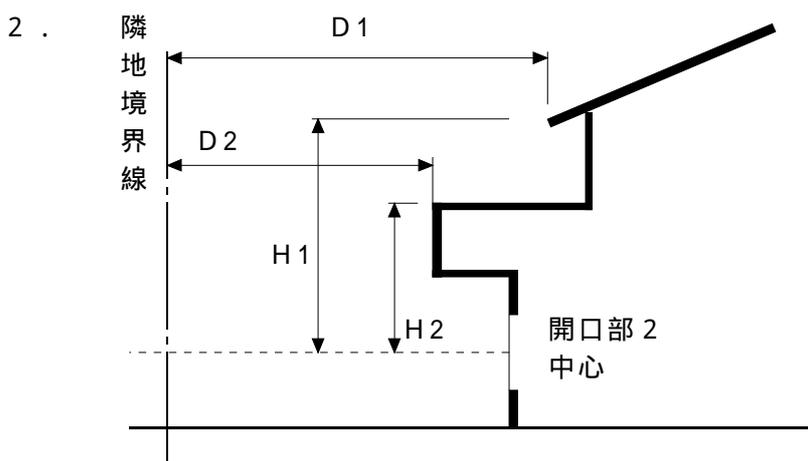
法第28条（採光）

採光規定における採光関係比率及び採光補正係数の導き方

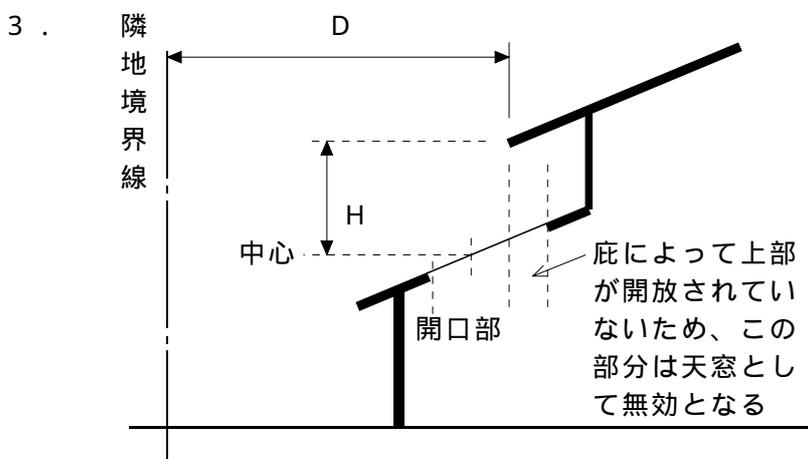


開口部1の採光関係比率は $D1 / H1$ となる。

開口部2の採光関係比率は $D2 / H2$ 、 $D1 / H3$ の内、最小の数値とする。



採光関係比率は、 $D1 / H1$ 又は $D2 / H2$ の内、最小の数値とする。



採光関係比率は、 D / H を採光補正係数算定した数値に、3を乗じて得た数値を採光補正係数とする。

なお、天窓の面積は上部が開放されている部分のみを有効とする。

法第31条（浄化槽）

尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法

- 1 処理対象人員の算定方法は、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員の算定基準（JISA3302-2000）に基づき算定するものとする。
- 2 処理算定人員が建築物の床面積により算定されるものについては、原則として令第2条第1項第3号の規定による。
- 3 増築等に伴う既存浄化槽の使用について増築や用途変更により処理対象人数、処理方法、放流水質が現行基準に適合しない場合は、不適格部分を改修する必要がある。ただし、次のいずれかに該当する場合には事前に特定行政庁と協議の上使用できるものとする。
 - ア 下水道の予定処理区域内で、増築における処理対象人数に応じた放流水質を確保できる場合。
 - イ 増築部分に給排水設備がなく、かつ、実質的な処理対象人数に増員がない場合。
- 4 既設単独処理浄化槽で昭和55年建設省告示第1292号第1第1号から第3号までの規定に適合する構造のもの（平成12年改正前の当該告示による。）については、既存不適格ではなく現行法に適合するものとみなされる。このため、当該規定により、既設単独処理浄化槽を引き続き使用する場合は、保守点検記録等により既設浄化槽の構造、管理状況、放流水質等を確認することが必要である。
- 5 汚水量は、「浄化槽の構造基準・同解説」中の「算定単位当たりの汚水量及びBOD参考値」を標準とする。（巻末資料P122）

【参考】

附 則

（平成一二年五月三十一日建設省告示第一四六五号）

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に設置されている尿尿浄化槽若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の尿尿浄化槽又はこの告示の施行の日から六月を経過しない間に設置される尿尿浄化槽で、この告示による改正前の昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号第一第一号から第三号までの規定に適合する構造のものについては、建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）第三条の規定による改正後の建築基準法第三十一条第二項の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとみなす。

法第31条（浄化槽）

過疎地域等における合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領

第1 合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領（以下「特例基準取扱要領」という。）は、水質保全に対する社会的要請の高まりに的確に応えるため、合併処理浄化槽を普及して、生活系排水による公共用水域の汚濁負荷を軽減することを目的とする。

第2 特例基準取扱要領は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（以下「JIS A3302」という。）第2ただし書の規定により、地域の特殊性、建築物の居住状況等を勘案し、総合的な判断に基づいて適用する。

第3 特例基準取扱要領は、別表1に掲げる区域内で第4第1項に規定する建築物に設置する合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）に適用する。

第4 運用基準は次による。

建築物は、次に定めるところによらなければならない。

ア 1戸建住宅、1戸建住宅でそれ以外の用途を兼るもの又は1戸建住宅とそれ以外の用途に供するものが併用若しくは併存するものであること。ただし、住宅の居住者以外の者が継続的に使用する住宅以外の用途に供する部分を除く。

イ 現に、高齢者のみが居住し、かつ、今後においても高齢者のみが継続して居住すると見込まれるものであること。

ウ 使用してから相当期間経過しているものであること。

前条に規定する区域内で、前項に規定する建築物に設置しようとする合併処理浄化槽の処理対象人員は、5人とすることができる。

第5 手続きは次による。

特例基準取扱要領に基づき合併処理浄化槽を設置しようとする者は、別紙第1号様式の合併処理浄化槽設置届（以下「設置届」という。）を特定行政庁に提出しなければならない。

前項の規定によって設置届を提出する場合は、合併処理浄化槽を設置しようとする場所を所管している市町村の長を経由しなければならない。

市町村の長は、前項の規定による設置届の提出があった場合は、公共下水道計画、建築物の居住状況その他合併処理浄化槽の設置に関する意見を付して、特定行政庁に送付しなければならない。

特定行政庁は、第1項の設置届が提出された場合において、前項の意見及び第3及び第4の規定を勘案し、適切でないとき認めるときは、当該設置届を受理しないことができる。

（設置届の写の添付）

第6 合併処理浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置通知書又は浄化槽設置届に第5に規定する設置届の写を添えなければならない。

第7 合併処理浄化槽の所有者、管理者又は占有者は、合併処理浄化槽を適正に維持管理しなければならない。

法第 3 1 条（浄化槽）

第 8 居住人員等の変更制限は次による。

合併処理浄化槽の所有者、管理者又は占有者は、居住人員、建築物の用途その他合併処理浄化槽の処理能力にかかわること（以下「居住人員等」という。）の変更をしようとする場合にあっては、特定行政庁と協議しなければならない。

前項の規定による協議は、変更後の計画内容が記載された資料を提示しておこなう。

合併処理浄化槽の所有者、管理者又は占有者は、第 1 項に規定する協議が整った後でなければ、居住人員等の変更をしてはならない。

別紙第 1 号様式

合 併 処 理 浄 化 槽 設 置 届			
			年 月 日
特定行政庁 様		申請者住所 氏名 印	
合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領第 5 第 1 項の規定に基づき、下記の合併処理浄化槽を設置したいのでお届けします。			
建築物	所有者 住所・氏名		
	所在地		
	用途		
	延べ面積	建築年月日	
浄化槽	構造形式	処理能力	人槽
現状の家族構成			
処理対象人員の算定根拠			
申請理由			
市町村受付	建築事務所受付	決 裁 欄	

(注) 合併処理浄化槽設置届には、設置後の合併処理浄化槽について適正な維持管理と変更協議に関する誓約書を添付すること。

第 2 章 単体規定

法第 3 1 条（浄化槽）

別紙第 1 号様式関係

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">誓 約 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">特定行政庁 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申請者住所 氏名 印</p> <p style="margin: 10px 0;">私は、合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領に基づき、合併処理浄化槽を適正に維持管理します。</p> <p style="margin: 0;">また、合併処理浄化槽の処理能力を変更しようとする場合は、ただちに、特定行政庁と協議します。</p>	
---	--

別表 1 第 3 に規定する運用地域

市郡名	町 村 名
大垣市	上石津町
高山市	丹生川町、清見町、荘川町、一之宮町、久々野町、朝日町、高根町、国府町、上宝町
関市	洞戸村、板取村、武儀町、上之保村
中津川市	阿木、飯沼、神坂、坂下、上野、付知町、田瀬、下野、川上、加子母、蛭川、山口、馬籠
恵那市	岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作町
山県市	長滝、平井、掛、松尾、上願、神崎、円原、片原、谷合、葛原、椿、佐野、徳永、笹賀、田栗、笹賀田栗入会地、柿野、相戸、日永、出戸、船越、青波、富永、岩佐、中洞
飛騨市	古川町（都市計画区域外の区域のみ）、神岡町（都市計画区域外の区域のみ）、河合町、宮川町
本巣市	日当、金原、佐原、神海、木知原、外山、根尾
郡上市	八幡町（都市計画区域外の区域のみ）、大和町、白鳥町、高鷲町、美並町、明宝、和良町
下呂市	萩原町、小坂町、下呂（都市計画区域外の区域のみ）、金山町、馬瀬
揖斐郡	揖斐川町（旧揖斐川町の区域（都市計画区域外の区域のみ）、谷汲、春日、旧久瀬村の区域、旧藤橋村の区域、坂内）
加茂郡	七宗町、八百津町（福地、潮見、南戸、上吉田、久田見の区域のみ）、白川町、東白川村
大野郡	白川村

法第31条（浄化槽）

過疎地域等における特例基準取扱要領についての細目基準は次のとおりとする。

特例基準取扱要領は、建築物の居住状況および地域性等の特殊事情に対して、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）第2ただし書の規定に基づく特例基準について定めているので、当該規定の要旨に十分留意する。

特例基準取扱要領第4 ア．ただし書の規定は敷地単位で運用する。同ただし書の規定は、敷地内の住宅の居住者が敷地内の他の建築物に移動して使用する場合のみを想定しているため、敷地内の住宅の居住者以外の者が継続して使用する建築物は、JIS A 3302により尿尿浄化槽の処理対象人員を算定し、住宅の処理対象人員に加算する。

特例基準取扱要領第4 イ．に規定する高齢者とは、満年齢が65才以上の者をいう。

特例基準取扱要領第4 ウ．に規定する相当期間とは、概ね3年とする。

合併処理浄化槽設置届を受理した市町村の長は、現在の建築物の使用状況、居住状況等を調査し、公共下水道計画を勘案して意見を付す。この場合、公共下水道計画が定められていることは、特例基準取扱要領の適用に影響を及ぼすものではない。

特定行政庁は、特別基準取扱要領第5の規定により合併処理浄化槽設置届が適切でないことを認める場合は、合併処理浄化槽の設定場所を所管する市町村の長と協議する。

浄化槽の基数

浄化槽の設置は、1敷地に対し1基を原則とする。

家庭用トイレ排水循環システム

家庭用トイレ排水循環システムは、法第31条第2項に規定する「公共下水道以外に放流」するものではないため、原則として令第32条の規定の適用外である。ただし、設置にあたっては事前に所轄環境部局と協議することが望ましい。

蒸発槽を連結した浄化槽

浄化槽で汚物処理を行ったのち、処理水を蒸発槽に排出し、それをろ過し、さらに毛細管作用で砂から土壌中を上昇させて地表から空気中に蒸発させる装置（以下「蒸発槽」という。）については、次のとおり扱う。

法第31条第2項に規定する「公共下水道以外に放流」には、蒸発（強制気化装置を併設したもの以外の自然蒸発に限る。）は該当しないものとする。

蒸発槽の能力担保のため、この装置を連結する浄化槽は建設省告示第1292号に適合するものであること。

設置にあたっては、事前に所轄環境部局と協議すること。

第2章 単体規定

法第31条（浄化槽）

公共下水道又は農業集落排水事業計画区域の構造緩和

岐阜県建築基準法施行細則第12条の2の運用基準

「下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の公共下水道又は農業集落排水事業の事業計画のある区域で特に知事が認めるもの」は、次の全てに該当するものとする。なお、し尿浄化槽の処理対象人員が501人以上である建築物及び衛生上特に支障のあるものについては、適用しない。

建築物の敷地を公共下水道事業等の処理区域として取り込む予定時期と、建築物の竣工予定日（確認申請書に記載される工事完了年月日）の差が、概ね3年以内であること。

建築主が、建築物の敷地が公共下水道等の処理区域となった後に公共下水道等に接続する旨を別記様式の書面により誓約すること。

関係市町村長との協議が整うこと。

別記様式

誓約書			
岐阜県知事 様			
建築主住所			
建築主氏名			
予定建築物	敷地の地名地番		
	用途	延べ面積	m ²
	構造	階数	/
	工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
浄化槽の処理対象人員		人	

上記の建築物のし尿浄化槽については、建築物の敷地が下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づく公共下水道の処理区域となった場合には、速やかにし尿浄化槽を廃止し、し尿及び生活雑排水を公共下水道に接続することを誓約します。

平成 年 月 日
建築主 住所 氏名 印

法第31条（便所）

農業集落排水処理施設

建築物の汚水排出先が農業集落排水処理施設である場合は、構造、機能及び維持管理が個別に的確になされていることから、下水道と同様に取り扱う。（昭和55年告示第1292号）

法第35条（避難施設等）

窓その他の開放できる部分の取扱い

クレセント等の手動開放装置が床面から高さ2m以内に設けられている開口部は、令116条の2第1項第2号に規定する「開放できる部分」として扱う。

フック棒による開放、電気式・電池式遠隔操作による開口部は、令126条の3第1項第4号に規定する「手動開放装置」とは取り扱わない。

一戸建又は長屋建住宅の直通階段

一戸建又は長屋建の住宅において、次の全てに該当する上部階段から下部階段への経路部分がある場合は、直通階段が設けられているものとして扱うことができる。

当該経路は連続し、明確な通路である廊下等であること。

当該経路は居室等を経由しないこと。

当該経路に曲がりが少ないこと等により避難上支障がないこと。

2以上の直通階段の設置を要する集会場の規模

次に該当する集会場については、令第121条第1項第1号の規定による2以上の直通階段を設置しないことができる。

階数が3以上で、2階の客席の床面積の合計が100㎡以下であり、3階以上の階に客席を有しないもの

階数が2で、2階の客席の床面積の合計が100㎡以下のもの

幼稚園、保育所の階段及び廊下

幼稚園若しくは保育所の廊下及び階段の扱いは、次による。ただし、保育所については幼稚園に類似した平面計画のものに限る。

階段及びその踊場の幅は令第23条第1項の表（三）又は（四）によることとし、けあげ及び踏面の寸法は同表（一）による。

廊下の幅は令119条の表中の小学校の児童用のものによるが、3教室以下かつ床面積の合計が200㎡以下の教室に接続するものは、同条表中の病院における患者用のものによる。

法第35条（排煙設備）

排煙設備上の床面積の取扱い

令第126条の2第1項に規定する「延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200㎡を超えるもの」とは、随時開放することができる建具等で仕切られており、かつ、一体利用できる2室がある場合は、当該2室の合計の床面積が200㎡を超えるものをいう。ただし、天井まで達しない間仕切壁を有する2室については、1室とみなして床面積を算定する。

不燃性ガス消火設備

平成12年告示第1436号第4項口の不燃性ガス消火設備は、次のいずれかとする。

二酸化炭素及びハロゲン化物消火設備

以外のもので、消防法施行令第32条による個別認定を受けた不燃ガスによる消火設備（新ガス系消火設備）

法第35条の2（排煙設備、非常用の照明装置、内装制限等）

「学校等」の扱い

利用形態が遊技場その他の用途部分と一体に利用されるボウリング場（スポーツの練習場）などは「学校等」に含まれないが、ボウリング場の部分とボウリング場以外の部分とが令第112条第1項、第10項、第11項若しくは第14項から第16項までの規定により防火区画され、それぞれ区画された部分を独立した建築物とみなした場合に、それぞれが令第5章及び令第5章の2の規定に適合するものにあつては、当該ボウリング場の部分を「学校等」として扱うことができる。

プールに付属する管理事務所のように、用途上一体とみなせる部分については「学校等」の建築物の部分に含まれるが、大会議室のように用途上可分である室については、「学校等」の建築物の部分に含まれない。（防火解説P.87）

法第35条（敷地内の通路）

建築物又は渡り廊下と敷地内の通路の関係

- 1．令第128条に規定する敷地内通路について、次の各号に該当する出口から道路等に通ずる幅員1.5m以上の通路は、建築物の内部を通過することができる。

建築物内部の通路（以下「通路」という。）は通行運搬のみに使用されるものであり、かつ、両端に閉鎖式設備を設けないこと。

通路部分は主要構造部を耐火構造とし、これに接続する建築物は、主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたものであること。

通路に面する壁面には開口部を設けないこと。ただし通路の幅員が3m以上であり、かつ、出入口に令第112条第14項に定める特定防火設備を設けたものについてはこの限りでない。

通路の幅員及び高さは、通路の延長に応じて次の表に定める数値以上とすること。

通路の延長	通路の幅員	通路の高さ
10m以下	1.5m以上	2.4m以上
10mを超え15m以下	2.0m以上	2.4m以上
15mを超え20m以下	2.5m以上	2.4m以上
20mを超えるもの	3.0m以上	3.0m以上

- 2．前項 から までの規定は、次の各号に該当する渡廊下を横ぎるものについては適用しない。ただし、通路が横ぎる部分にある渡廊下の開口部が幅2.5m以上、かつ、高さ2.4m以上のものに限る。

幅が3m以下であること。

主要構造部は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、外気に開放された構造であること。通行運搬以外の用途に供しないこと。

法第35条の2・令21条（教室の床面積の取扱い）

教室の内装制限上の床面積の取扱い

随時開放することができる建具で仕切られており、かつ、一体利用できる2室がある場合は、令第128条の3の2第1号の床面積（50㎡）は当該2室の合計による。

法第35条・第36条（開放廊下）

開放廊下の適用（換気設備、防火区画、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機）

- 1 法第2章の適用において屋外部分として扱う、外気に十分に開放されて避難上及び排煙上支障のない開放廊下（以下「開放廊下」という。）は、次に該当するものとする。
 - 片廊下で、当該廊下の外壁面が直接外気に開放されたものであること。
 - 直接外気に開放された高さが1.1m以上の部分（有効開放部分）の面積が、当該廊下の見付面積の1/3を超えるものであること。
 - 有効開放部分の定義は、床面積の算定の例によること。
 - 原則として廊下ごとに開放性を判断するものとし、廊下の部分判断はしないこと。
- 2 開放廊下における法第2章の各規定は、次により適用する。
 - 換気設備及び排煙設備
開放廊下は屋外とみなし、換気設備及び排煙設備の設置を要しない。
 - 防火区画
開放廊下は、廊下と室内との間の開口部が、出入口の場合は常時閉鎖式特定防火設備、窓の場合は防火設備であり、かつ、開放廊下と室内とが耐火構造で防火区画されている場合は屋外とみなし、令第112条第1項から第3項までの床面積に算入せず、令第112条第9項の「直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。」の規定により、階段の防火区画を要しない。
 - 非常用の昇降機
開放廊下は、廊下と廊下に面する室が令第129条の13の2第3号（100㎡区画）に規定する構造により区画されている場合は屋外とみなし、令第129条の13の2第2号及び第3号の床面積に算入しない。

法第36条（防火区画等）

耐火構造、準耐火構造の床を支える小ばり

令第112条第1項及び令第126条の2第1項第1号の「準耐火構造の床若しくは壁」の適用において、床を支える小ばりは、床の部分ではなくはりとして扱う。

法第24条各号のいずれかに該当する部分との防火区画

主要構造部の全てが不燃材料以上で造られているものは、令第112条第12項による区画を要しない。

法第 39 条、岐阜県建築基準条例第 5 条（災害危険区域）

災害危険区域制限

災害危険区域の建築制限は次のとおりとする。

条例第 5 条第 1 項の「住居の用途に供する建築物」とは、住宅のほか、寄宿舍、下宿、老人ホームなどをいい、建築物の一部が住居の用途に供されるものを含む。

災害危険区域内の条例第 5 条第 1 項ただし書の規定による建築許可は、次に該当するものに対して適用する。

- a 国、県又は市町村等が公共事業等により防災工事を施工したものであること。
- b 防災施設を国、県又は市町村等が管理するものであること。
- c 防災工事の完了後、防災施設が安全な状態で 1 年以上経過していること。
- d 申請書に添付された市町村長の意見書及び防災施設の現況写真等により、防災施設の管理方法及び現況等について安全上支障がないことが判断できるものであること。

条例第 5 条第 2 項ただし書の「急傾斜地の状況等により当該建築物が被害を受けるおそれがない場合」とは、急傾斜地の高さ及び勾配等を勘案して建築物の上層部において本文の適用が緩和できる場合をいう。

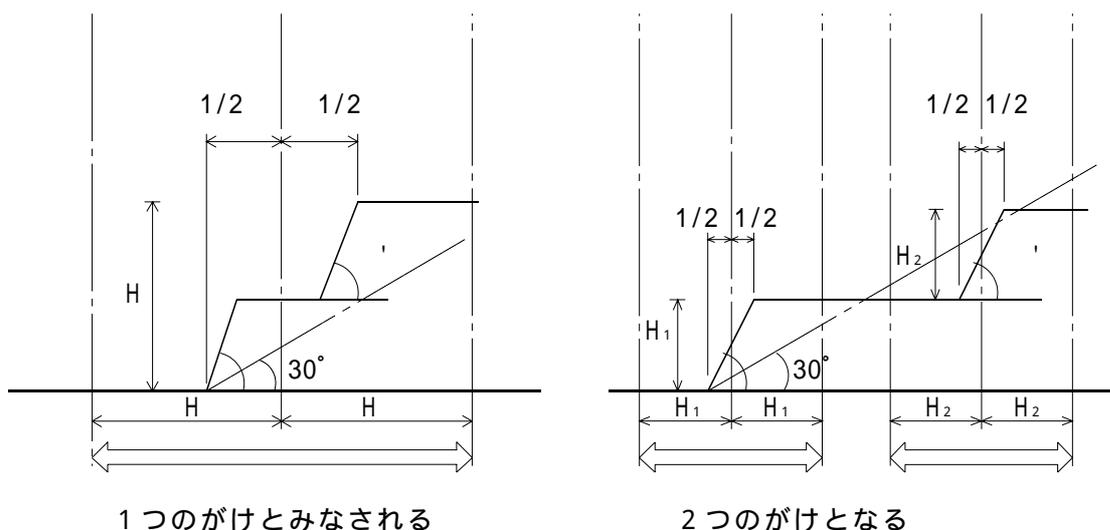
法第40条、岐阜県建築基準条例第6条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限の運用

がけに近接する建築物の制限は次のとおりとする。

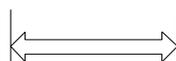
条例第6条第1項の「小段等により上下に分離するがけ」とは、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対して30度以上の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときをいう。

条例第6条第1項の「当該がけの上端から下端までの水平距離の中心線からそのがけの高さに相当する水平距離」とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱までの距離をいい、軒庇等を含まない。



1つのがけとみなされる

2つのがけとなる



居室を有する建築物
の建築の禁止区域

H:2Mをこえるもの(H₁ H₂:2Mをこえるもの)
, ' :30度以上

道路等によるがけの扱い

条例第6条第1項ただし書きの適用において、道路の築造により生じたがけ及び堤防等については、その施工者及び管理者が地方公共団体等である場合は、4号に規定する防災上必要な措置が講じられているものとして扱う。

法第40条、岐阜県建築基準条例第6条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限における2段の擁壁等の扱い

1. 2段の擁壁の扱い

図で、 $H_1 = 5\text{ m}$ 、 $H_2 = 5\text{ m}$ の場合

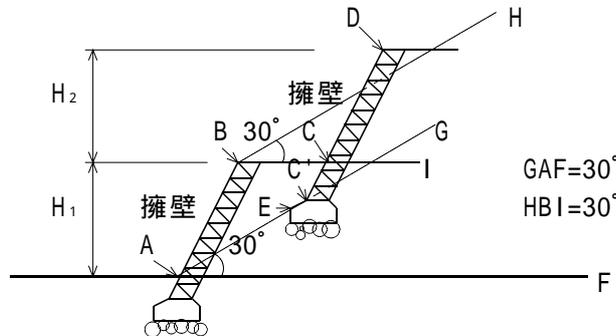
ア．C点がAGより上にあり、E点がAGより下にある場合は、擁壁ABと擁壁C'CDは別の擁壁として扱う。

イ．C点がAGより下にある場合は、擁壁ABと擁壁C'CDは別の擁壁として扱う。

図で、 $H_1 + H_2 = 5\text{ m}$ の場合

ア．D点がBHより下にあり、E点がAGより上にある場合は、擁壁ABと擁壁C'CDは別の擁壁として扱う。

イ．D点がBHより上にあり、E点がAGより上にある場合は、擁壁AB及び擁壁C'CDは安全でないとして扱う。ただし、擁壁ABが鉄筋コンクリート造等であり、擁壁C'CDによる影響について、擁壁ABの安全性が構造計算により確かめられた場合はこの限りでない。



2. 擁壁の上部にがけがある場合の扱い

図で、 $2\text{ m} < H_1 = 5\text{ m}$ 、 $H_2 = 2\text{ m}$ の場合

ア．C点がAGより上にあり、DEがBHより下にある場合は、CDはがけとして扱わない。ただし、擁壁ABが工作物の確認又は宅地造成等規制法の許可を受けていない場合は、ABCDは高さ $H_1 + H_2$ の一体のがけとして扱う。

イ．C点がAGより下にある場合は、擁壁ABとがけCDEは別のものとして扱う。

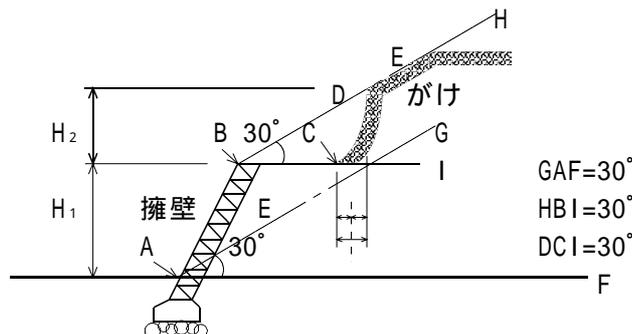
図で、 $2\text{ m} < H_1 = 5\text{ m}$ 、 $H_2 > 2\text{ m}$ の場合

ア．C点がAGより上にあり、D点又はE点がBHより上にある場合は、擁壁ABは安全でなく、ABCDは高さ $H_1 + H_2$ の一体のがけとして扱う。

イ．C点がAGより下にある場合は、擁壁ABとがけCDEは別のものとして扱う。

図で、擁壁ABが公共事業により築造され、 $H_2 > 2\text{ m}$ の場合

ア．擁壁の管理者との協議により擁壁ABの安全性が確かめられた場合は、CDのみをがけとして扱う。



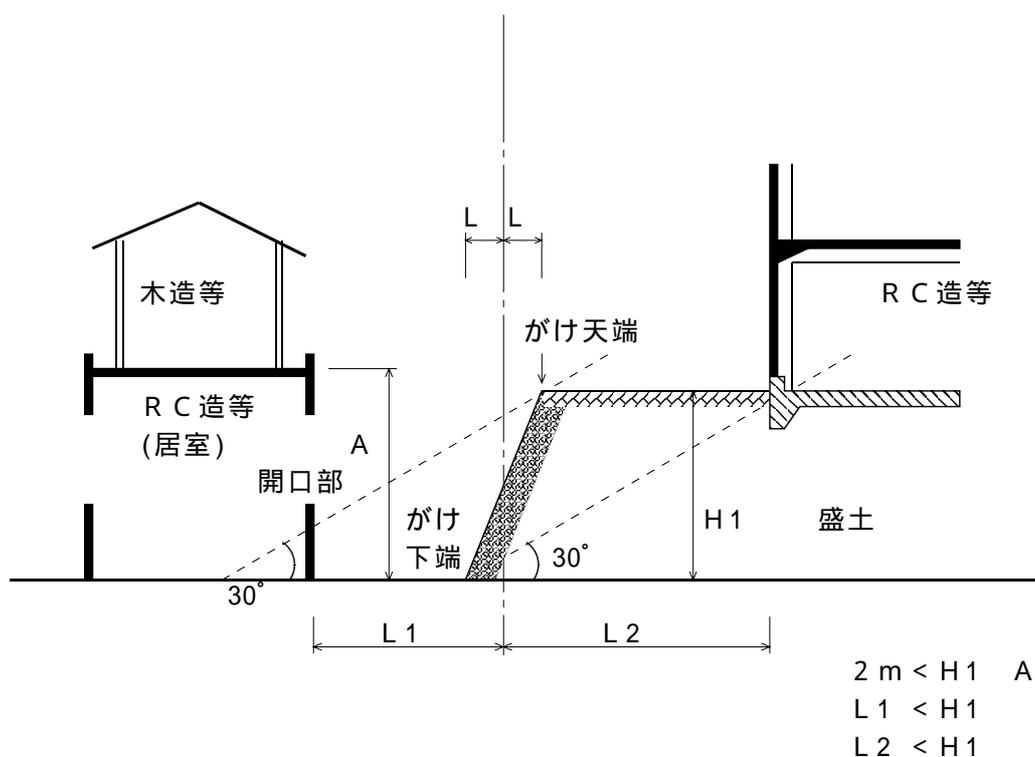
法第 40 条、岐阜県建築基準条例第 6 条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限における堅ろうな建築物

条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する建築物の取扱いは次による。

がけ下に建築する場合、がけの下端を含む水平面からがけの高さ以下の構造耐力上主要な部分が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、がけの上端から敷地に向かって水平面に対し 30 度の仮想線を設定した場合に、仮想線より下に開口部を設けないもの。

がけ上に建築する場合、がけの下端から敷地に向かって水平面に対し 30 度の仮想線を設定した場合に、仮想線より下に鉄筋コンクリート造の連続した基礎構造があるもの。



法第 40 条、岐阜県建築基準条例第 6 条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限における 2 段の擁壁等の運用細目

2 段の擁壁等がある場合の条例第 6 条第 1 項の適用は次による。

1. 用語の定義

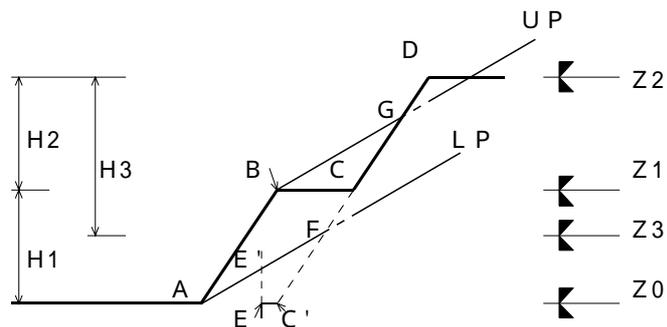
この運用において、「擁壁」とは法の規定による工作物の確認又は宅地造成等規制法の規定による許可（以下「確認等」という。）を受けるために必要な技術基準に適合する土留めとしての工作物をいい、確認等を必要とする高さ未満のものを含む。

この運用において、擁壁とならない土留めのための工作物、切土面又は盛土面で条例第 6 条第 1 項のがけの定義に相当するものを「がけ」という。

この運用において、がけと擁壁等を総称して「急傾斜面」という。

2. 記号の定義

- A ; 急傾斜面 A B の下端
- B ; " 上端
- C ; 急傾斜面 C D の下端
- C' ; C D が擁壁の場合の下端
- D ; 急傾斜面 C D の上端
- E ; C D が擁壁の場合の基礎の肩
- E' ; E 点を含む垂直面と L P の交点
- F ; 直線 C D と L P の交点
- G ; " U P "
- H1 ; Z1 - Z0
- H2 ; Z2 - Z1
- H3 ; Z2 - Z3
- L P ; A 点を含み Z0 と 30° をなす面
- U P ; B 点を " Z1 "
- Z0 ; A 点を含む水平面
- Z1 ; B 点 "
- Z2 ; D 点 "
- Z3 ; F 点 "



3. 4. の表の見方

4. の表は、擁壁が練積造である場合を主体に作成したものである。したがって、鉄筋コンクリート造擁壁、重力式擁壁等の場合は「擁壁の高さの限度」は適用しない。また、「練積造不可」部分は、練積造以外の擁壁であれば可となり得ることを示す。

4. の表中、(B) 総合判断で「不可」とは、そのような組み合わせがあり得ないことを示し、「可」とは「不可」でないことを示す。

例外として、急傾斜面 A B が公共事業により築造された工作物等で保護されている場合で、その工作物等の管理者と協議し、各形態における工作物等の安全性が確かめられた場合には、(1 - 3)、(1 - 4)、(3 - 3)、(3 - 4)、(3 - 5) 及び (3 - 6) において H1 = 0 m として扱う。

がけの表示を 、擁壁の表示を  とする。

F と C、G と D 又は E と E' の上下関係は「」により表示する。(例「C F」: C 点は F 点より上にあることを示す。)

法第40条、岐阜県建築基準条例第6条（がけに近接する建築物の制限）

4. 各急傾斜面に対する判断

番号	【A】 急斜面の略断面図	【B】 総合判断	【C】 急斜面ABの状態	【D】 急斜面CDの状態	【E】 備考
(1-1)		—	が け	が け	ABとCDはそれぞれの高さH1、H2の別々のがけ
(1-2)					
(1-3)					
(1-4)					
(2-1)		可	擁 壁 H1は擁壁の高さ限度以内	が け	CDは高さH2のがけ
(2-2)					
(2-3)		練積造は不可	練積造擁壁として安全性チェック不能	が け	ABCDは高さがH1+H2の一体のがけ
(2-4)		可	擁 壁 H1は擁壁の高さ限度以内	が け	CDは高さH2のがけ
(3-1)		可	が け	擁 壁	ABは高さH1のがけ
(3-2)				H2は擁壁の高さ限度以内	

法第40条、岐阜県建築基準条例第6条（がけに近接する建築物の制限）

番号	【A】 急斜面の略断面図	【B】 総合判断	【C】 急斜面ABの状態	【D】 急斜面CDの状態	【E】 備考
③-3		可	が け	擁 壁 H3は 擁壁の高さ 限度以内	ABは 高さH1 のがけ
③-4					
③-5		不可	が け	擁壁として の安全性 チェック不能	ABCDは 高さが H1+H2の 一体のがけ
③-6					
④-1		可	擁 壁 H1は 擁壁の高さ 限度以内	擁 壁 H2は 擁壁の高さ 限度以内	
④-2					
④-3					
④-4					
④-5		可	擁 壁 H1は 擁壁の高さ 限度以内	擁 壁 H3は 擁壁の高さ 限度以内	
④-6		ABが 練積造 の場合 不可	練積造擁壁 として安全性 チェック不能	—	

（注）擁壁の高さ限度は、土質、勾配を因子として決定される。

法第 4 0 条、岐阜県建築基準条例第 2 1、2 2 条（木造の共同住宅及び長屋）

混構造の共同住宅の出入口と道路の関係

主要構造部が木造と非木造の混構造である共同住宅は、条例第 2 1 条の適用がないものとする。

混構造の長屋の敷地内通路

主要構造部が木造と非木造の混構造である長屋は、条例第 2 2 条の適用がないものとする。

法第 40 条、岐阜県建築基準条例第 23 から 28 条（特別の配慮を要する特殊建築物）

特別の配慮を要する特殊建築物の制限緩和

条例第 28 条の規定に基づき、条例第 24 条から第 27 条までの規定の適用（以下「条例適用」という。）については次のとおり扱う。

- 1．条例第 23 条各号は、建築物の棟毎に適用する。
- 2．建築物の一部が条例第 23 条各号に該当する場合は、当該建築物は条例適用がある建築物とする。
- 3．1 の建築物に条例第 23 条各号の該当部分と条例第 23 条各号の非該当部分とがある場合は、条例第 23 条各号の非該当部分に対しては条例適用しない。ただし、条例適用する部分へ至るために非該当部分を経由しなければならない場合は、その経路は条例適用部分とする。
- 4．建築物が条例第 23 条第 2 号に掲げる用途を二以上有し、それぞれの用途に供する当該部分の床面積の合計が 500 m² を超える場合は、当該部分は条例適用部分とする。
- 5．建築物が条例第 23 条第 3 号に掲げる用途を二以上有し、それぞれの用途に供する当該部分の床面積の合計が 1,000 m² を超える場合は、当該部分は条例適用部分とする。
- 6．法第 3 条第 2 項の規定により条例適用のない建築物又は建築物の部分に有する建築物について、増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行う場合にあっては、当該増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行う部分以外の部分は、原則として条例適用しない。

特別の配慮を要する特殊建築物の運用細目

1．適用の範囲（条例第 23 条）

利用者が特定の地域住民に限定できる地区公民館、地区集会場等で、延べ面積が 200 m² 以下のものは、原則として条例第 24 条から第 27 条までの規定を適用しない。

学校の部室のうち、茶道、華道等の部室のように継続して使用される室については条例第 24 条から第 27 条までを適用するが、更衣や器具収納など継続して使用されないものには適用しない。

メゾネット型共同住宅の場合、第 26 条及び第 27 条の規定は共用の階段及び廊下に適用し、住戸内の階段及び廊下には適用しない。

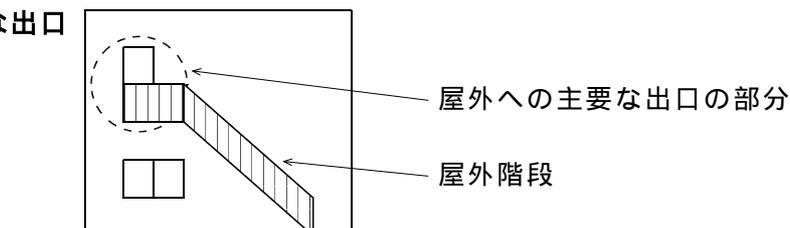
法第 87 条第 2 項及び第 3 項の規定により、用途変更部分についても条例第 24 条から第 27 条までの規定を適用する。

2．傾斜路の構造（条例第 24 条）

法に道路の規定がない都市計画区域外においては、火災等の場合に高齢者、障害者等が当該建築物からすみやかに避難する趣旨から、条例第 24 条本文の道は、人が日常的に出入りする避難上支障のない道をいう。

利用者の用に供する屋外への主要な出口が避難階以外にあり、屋内階段等による内部経路がなく、当該出口と道の間的高低差がある場合は、傾斜路を設けなければならない。

屋外への主要な出口

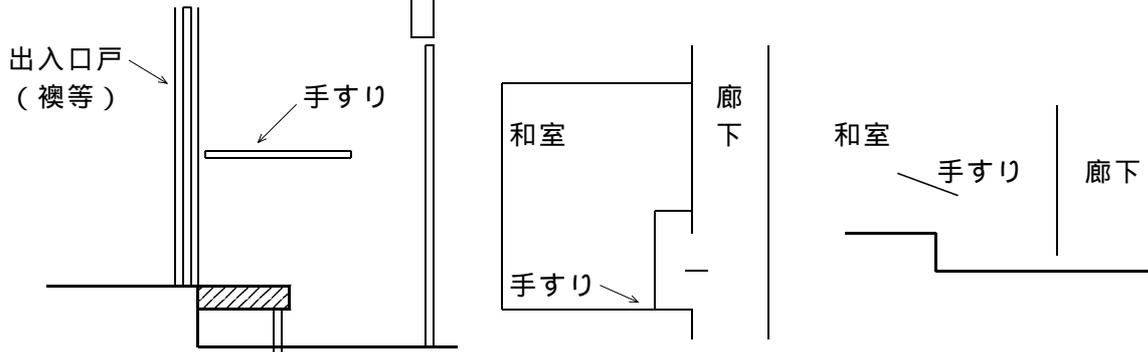


法第40条、岐阜県建築基準条例第25、26条（特別の配慮を要する特殊建築物）

3．出口の構造（条例第25条）

集会場の和室や飲食店の和風座敷などの出口の上がり框等の段差部分については、一般的に当該室が車いすでは利用されないため、高齢者等の円滑な避難のために有効な手すりを設ける等により傾斜路と同等以上に安全上支障がない場合は、条例第25条第3号の規定に抵触しないものと扱う。

和室等の手すりの例



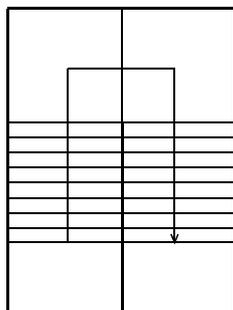
共同住宅の場合、条例第25条第1号の規定は各戸からエレベーターホールや郵便受け等を有する共用部分の出口に適用し、同条第2号の規定は各戸からの主たる出口に適用する。

4．階段の構造（条例第26条）

折り返し階段で踊場中央に段差がある場合は、条例第26条第1号に規定する回り段と扱う。

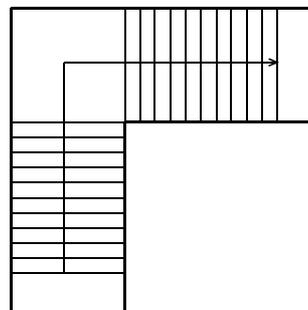
回り階段

(×)



回り階段

()



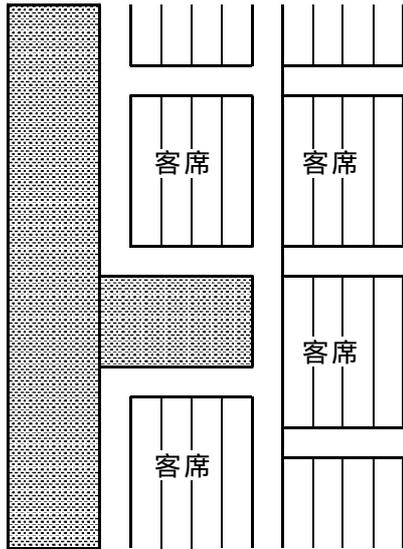
回り階段ではない

法第 40 条、岐阜県建築基準条例第 27 条（特別の配慮を要する特殊建築物）

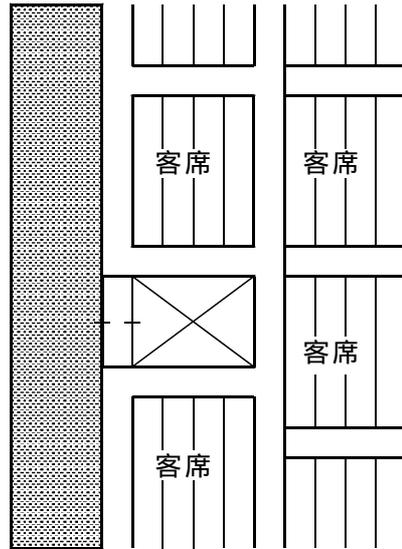
5. 廊下の構造（条例第 27 条）

観覧場などの客席内の通路には条例第 27 条の規定の適用はないが、ロビー等及びロビー等から客席までの部分には条例第 27 条を適用する。

観覧場等の廊下の範囲

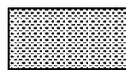


出入口がオープンの場合
（陸上競技場等）



出入口に戸があり室内外が区画
されている場合（劇場等）

 部分は出来るだけ適用が
望ましい



適用範囲

条例第 27 条第 2 号の高低差がある場合とは段差の前後に廊下が連続する形態におけるものをいい、独立した機能がある階段室などは、経路における廊下の高低差とは扱わない。